

ふ か せ ち く か っ せ い か け い か く
深瀬地区活性化計画

広島県

広島県安芸高田市

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	深瀬地区活性化計画
都道府県名	広島県
市町村名	安芸高田市
地区名	深瀬
計画期間	平成20年度～平成24年度

目 標 :

基盤整備により、農用地の集積を行い、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図ることで地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、定住戸数の減少を抑制(△5.7% > △3.8%)とせる。

目標設定の考え方

地区の概要:

安芸高田市は、広島県の中北部に位置し、中国山地の山腹の斜面に沿って開けた町で標高200mから800mにある。安芸高田市の中でも甲田町は、一級河川江の川に沿って展開する盆地で、恵まれた地理条件の中、水稲・果樹・畜産等を中心に農業を発展させてきた。

深瀬地区は甲田町の北東端にあたり、江の川、国道54号線沿いには比較的平坦な農地が展開しているが、背後山地の谷部は、狭隘、急傾斜であり、狭小な農地が点在している。農業は、水稲中心で戸別経営面積は小さく土地利用型農業の展開は困難な状況である。

現状と課題

深瀬地区の農業は水稲中心であったが、近年の少子化と若者の流出による過疎化・高齢化が同時進行し、耕作放棄により農地の荒廃が急増している。戸当たり平均耕作面積は60a未満と少なく、一枚当りでは5a～10aと不整形で狭小であり、営農に多大な労働力が必要となっている。特に農地への進入路である耕作道が不備で、農業機械の大型化、共同化、農地の集約化を阻害している。

本地区の農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化と後継者不足による農業の弱体化は、地域活力の低下を招く。そのため、本地区では基盤整備(区画整理)実施により農業生産条件の改善を行うことで、農業集落法人を設立し、農業経営の効率化により産業として自立した農業の構築を図るとともに、法人への農地集積により農地の荒廃を防止する。自立した農業が展開されるなかで、営農意欲のある若い人材の育成を図り後継者を確保する。農業が継続して健全に行われることにより、定住戸数の減少を抑制させ地域の活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
安芸高田市	深瀬地区	基盤整備(区画整理)	安芸高田市	有	イ	
〃	〃	基盤整備(農業経営高度化支援)	〃	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

深瀬地区(広島県安芸高田市)	区域面積	740.3ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地区の総面積740.3haのうちで農林地面積は718.8haで97%を占め、39%以上が農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係： 戸数の減少(H16→H19で5.2%減)、農業者の高齢化(H19 34.9%)からみて、活性化のために定住を促進することは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 国道沿いに工場・商店等が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項:該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項: 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了年度の翌年度には、住民基本台帳を基に、平成24年度の地区内世帯数について検証する。

深瀬地区活性化計画の区域及び事業位置図

S=1:25,000



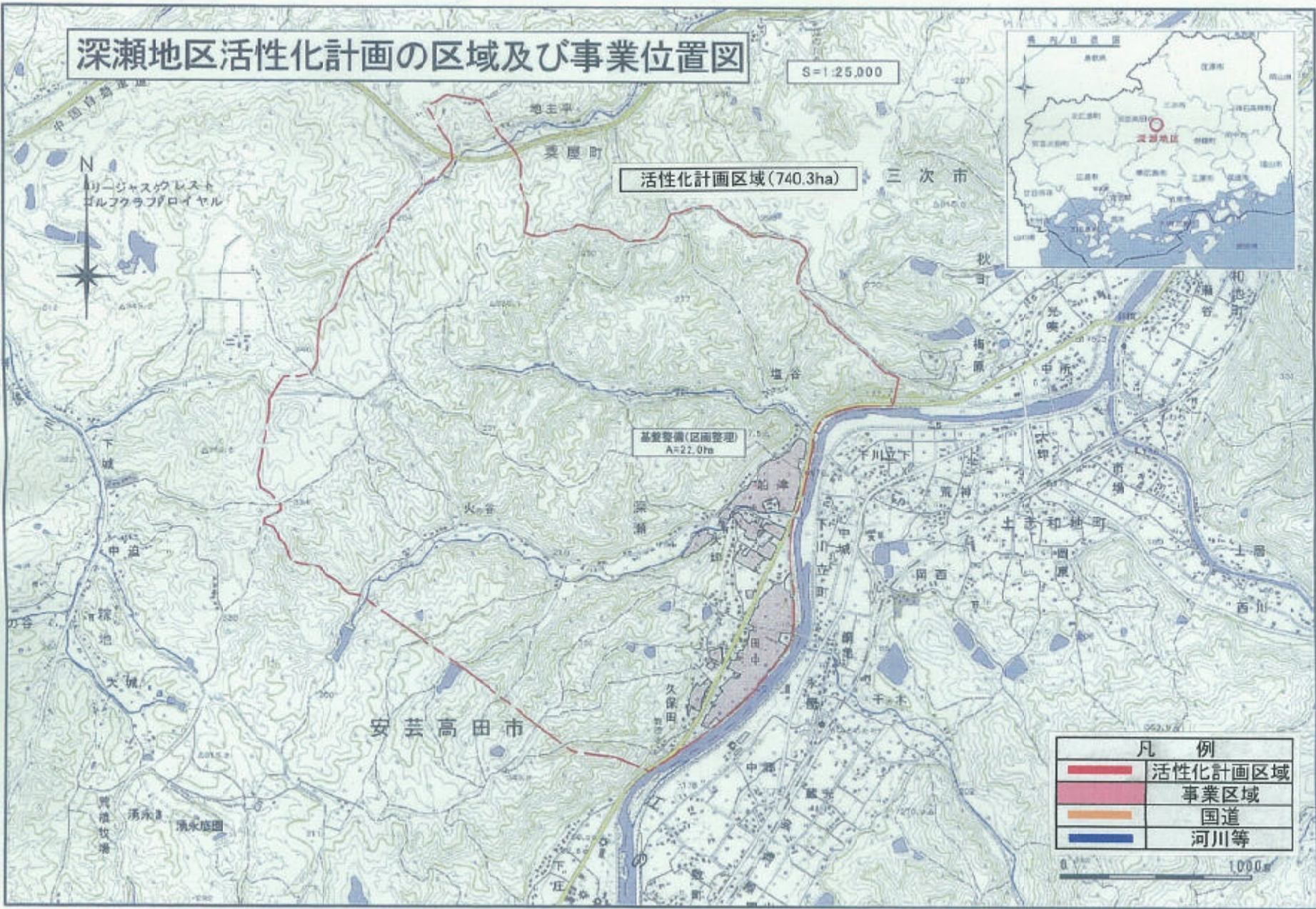
活性化計画区域(740.3ha)

基盤整備(区画整理)
A=22.0ha



凡 例	
	活性化計画区域
	事業区域
	国道
	河川等

0 1000m



参考様式1

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
広島県(代表) 広島県安芸高田市	平成20年度～平成24年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県農林水産部農林整備課農村政策室	082-513-3655	082-228-1301	nousonkiban@prcfh.goshima.lg.jp
安芸高田市産業振興部農林水産課	0826-47-4021	0826-42-1033	

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	52.3%	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) = (計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha)) (目標) × 100 - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha)) (現状) × 100 [11.5(ha) ÷ 22.0(ha) - 0.0(ha) ÷ 21.3(ha)] × 100 = 52.3%
事業活用活性化計画目標の設定根拠 設定する目標は基盤整備(区画整理)により、条件整備され機能が確保された農地において担い手(法人)への農地利用集積を促進し、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上及び担い手の育成を図り、定住戸数の減少を抑制し、地域農業の活性化を図ることにより、定住等の促進に資する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 前年度事業費の総額中事業費枠 2 森林計画再チャレンジ支援事業費優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 前年度事業費の総額中事業費枠 2 森林計画再チャレンジ支援事業費優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

(参考様式2)

事前点検シート

計画名称	ふじ原 安芸高田市		
計画期間 実施期間	20 ～ H24 -20 ～ H24	総事業費(交付金)	373,000千円(205,150千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、高山漁村の活性化のための定住及び移住の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する幅広い平への高齢利用実態を目標としており、基本方針に適合している
市町村連携計画、産業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・水産基本計画、特定漁業漁具等事業計画その他各種施設計画及び関係との連携、連携、連携等が図られているか	○	安芸高田市総合計画(美和計画 H19.10策定)及び農業農村整備事業計画等に位置づけられており、連携、調整、連携が図られている。
定住化計画及び交付対象事業の推進は関係自治体等をはじめとした関係住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	戸立地政策委員会(H14.9設立)において受審者及び地産地消の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	戸立地政策委員会(H14.9設立)において受審者及び地産地消の合意形成が図られている。
目標及び事業活用活性化計画目標等と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域の取り組みを行うことにより、効果的な農業経営を實現し、当該効果のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を推進することにより減少傾向にある定住人口の増加につなげる
西及び美和地区は適切か	○	区立協会の事業内容及び事業を農業に相当であると判断した。
交付金総額は交付限度額(事業費×交付総額交付率)の範囲内か	○	205,150千円 ≤ 373,000千円 × 55%

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施市又は既に完了した施設等を本交付金で切り替えて交付対象とするものではないか	○	平成19年度に事業計画を行い、平成20年度より事業実施を行う。
戸立地政策計画は含まない又は古くを列挙した施設等を行う場合は、高山漁村活性化プロジェクト交際交付金実施要綱の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に關する割合(附則第40条(農産物等34号))に表裏による耐用年数が6年未満のものではないか	○	区立協会の総合耐用年数は34年である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
買付対象企業分の手戻は適切か(島根県産生花プロジェクト支援基金に於ける買付対象企業分の実績について(平成 9年5月 1日付字19企第106号農林が全庁大戸当開長通知)による適切に行われているか)	○	二株改良事業の買付対効果分析に関する基本報告に基づき行っている。
上記の買付対効果分析による還元率が1.0以上となっているか	○	投資効率は85%以上
事業内容、事業実施主体等については実施要件等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は定作等の促進に関する担い手の募集と日無等事業実施主体は安芸高田市で、実施区域の交付を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか	○	事業実施主体は安芸高田市である。
施設等の利用者の見直し等による適正か		
お取引先との取引となる施設において当該事業の入り込み数や都市との交流状況(過去と今後の見込み)を調査しているか	-	
当該市町村の類似施設等の運営状況と利用状況等を調査しているか	-	
利用対象者、利用時間など施設の利用形態を調査しているか	-	
施設の規模や設備など、其間における他の施設との本格的な連携等、当該施設等の利用促進等について検討されているか	-	
事業費精算が適正か		
過大な事業としていないか	○	は林業推進士も改良と事業推進に準拠し精算を行っている。
建設・整備コストの削減に努めているか	○	再生資材や地元産資材(秋鹿等)を利用することによりコスト削減に努めている。
当該施設は交付対象として適正か(必要であれば、市町村の買付を交付対象としていないか)	-	
償還は交付対象として適正か(利用目的の買付を交付対象としていないか)	-	
設備も定額所は、業者の立地性、島根県産物の相対性等、施設の設置に物から勘案して適正か	-	
施設業者が確保されている又は確保される見込みがいつているか	○	道水産等の業者は、創設機材により買付が取得する予定。
事業実施主体の買付(担保、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	安芸高田市総合計画(実施計画)に計上されている。
設備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理費用は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は確保済みか)	-	
取替や修繕等によって当該施設は廃止しているか、また、取替費用は経費削減を受けるなど適正なものとなっているか	-	
社の事業との合併・統合の場合、事業者の接点等が適正に行われているか	-	